

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)			
国家公務員法、人事院規則8-18(採用試験)	人事院規則8-18において、試験機関や試験機関の権限などが定められている。	e	-	人事院の行っている試験は、国家公務員採用試験であり、独立行政人や公益法人、社団法人が行っている資格試験は所管していない。	-	-	-	-	-	z02001	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理、合否判定、通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると鑑みてます。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が、見当たらないことと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。			
国家公務員法、人事院規則8-18(採用試験)	人事院規則8-18において、試験機関や試験機関の権限などが定められている。	c	d	-	-	国家公務員採用試験の運営・管理業務を市場化テストの対象とすることについては、当該試験の公平・公正性、専門性、安定性、継続性等の観点から、慎重な検討が必要となる。なお、現行制度の下においても、採用試験業務のうち機械的・定型化的に対応することができる一定の業務については既に民間事業者へ委託しているところであり、他にも同様な対応ができる業務については、民間委託を遡っていくことは考えられる。	-	-	採用試験業務のうち、「受験案内、申込書、受験票の印刷」、「受験申込書の記載内容の電算入力」、「多肢選択式答案(マークシート)の採点及び結果処理」、「合格通知書、採用候補者名簿の作成」の各業務を民間事業者に委託している。 国家公務員採用試験は、国家公務員法が求める成績主義に基づく(任用の根幹を支えるものであり、行政に対する国民の信頼の維持・確保の観点から、公平・公正性と確実性が求められているものである。 人事院においては、国民に広く公務員に就任する機会を与えるとともに職務遂行能力を的確に判断する観点から、試験実施日及び試験地の設定や点字試験、拡大文字等の便宜供与の実施などについて各方面との調整を行うとともに、各府省の職務の実態及び各府省が求めている人材を把握し得る立場から、各府省の実情や要望、意見を聴取した上で、試験制度、試験内容、試験実施方法等を決定し、実施しているところであり、その中で外部委託した方が効率的に行えるものについては外部委託してきたところである。 試験の運営・管理業務全体をまとめて民間開放するよう要望がなされているが、コスト面だけではなく、国家公務員法上の要請を踏まえ、何が民間委託に適しているのかなお慎重に検討していくことが必要である。 なお、民間委託については、各府省の施設の試験会場としての利用や試験担当職員以外の多数の職員の協力を得た試験監督業務の実施など予算措置が講じられていないものもあることから、歳出削減につながるとは言いがたい面もあることに留意する必要がある。	z02002	人事院	国家公務員試験を市場化テストの対象とするための、人事院規則8-18の改正	5072	5072002			民間企業	2	B	民間企業	2	B	国家公務員試験を市場化テストの対象とするための、人事院規則8-18の改正	国家公務員試験の運営・管理業務を市場化テストの対象とする際に阻害要因である人事院規則8-18の改正	現在、国家公務員試験は、人事院規則8-18において、試験機関の権限が定められているが、この規則を変更し市場化テストにて管理、運営できるようにすること。	官職の職務遂行能力をはかる等専門性が要求とされる試験作成及び面接以外の運営・管理業務においては、民間においても機密保持等人事採用においても実績があり実施可能であるため。	人事院規則8-18	
クレジットカードを利用した支払は行っていない。	クレジットカードを利用した支払は行っていない。	b	-	省庁によっては海外における国際会議への出張等に際して、現地で会場借料等の契約を必要とする場合にクレジットカードによる決済を利用しているところもあるが、当院においてはこれまで現地でそのような契約を必要とする案件がないことからこれまで利用していない。クレジットカードの導入の是非について引き続き検討している。	-	要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入していることは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計システムにより適正な運用が行われていることであるが、再度諸外国の導入事例等をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。 また、金融庁・財務省からの回答にある通り、「物品調達・物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」により、物品調達・支払業務が電子化される予定であれば、その計画の中でクレジットカードシステムの導入についても検討いただきたい。	-	-	当院においてはこれまで海外においてクレジットカードによる決済を必要とする案件がないことから利用していないが、クレジットカードの導入の是非について引き続き検討している。	z02003	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社、別紙参加カード会社社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した、政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現いただきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	【ご参考:クレジットカードシステムを導入している諸外国】米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー、エルドコ等。物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々				
勤務時間法第17条、人事院規則15-14第18条	年次休暇は、職員の請求に基づくものでないが、各府省が職員に対して年次休暇取得を促すことはもとより可能であり、現に行っている。	d	-	年次休暇は、職員の請求に基づくものでないが、各府省が職員に対して年次休暇取得を促すことはもとより可能であり、現に行っている。	-	(要望者再意見) 制度の現状が説明されているだけであり、規制緩和の要望の回答になっていないとは思いますが、職員に取得を義務付ける性格のものではないと決められているわけではなく、群馬県太田市では義務付けがされたことと報道されている。	-	-	国家公務員に対して年次休暇の取得を職員の意思にかかわらず法的に義務付けることは、職員が請求するものであるとして17年次休暇の性格に照らして不適当である。各府省が職員に対して年次休暇取得を促すことはもとより可能であり、現に行っている。	z02004	人事院・厚生労働省	年次有給休暇取得の義務付け	5094	5094005			佐藤栄司	5	A	年次有給休暇取得の義務付け	人事院総裁、および民間企業の事業者が、国家公務員、民間企業の労働者に対して、年次有給休暇の取得を義務付けられるよう規制を緩和していただきたい。	地方自治体(群馬県太田市)では育児有給休暇の取得が平成17年1月より義務付けられたことが報道されており、地方自治体は独自に有給休暇取得の義務付けが行える状況にあるが、国家公務員と民間企業では自由に有給休暇取得の義務付けが行えない状況にある。	人事院規則、労働基準法					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
国家公務員法第103条第2項、第3項	「高初任給への再就職について」一般職の国家公務員は、人事院の承認(本府省長補佐等相当職以下であった者の就職については、役員地位に就く場合を除き、各府省等の長に承認権限を委任)を得た場合を除き、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利企業へ就職することを禁止されている(人事院の承認を得た場合を除く)。この営利企業への就職制限は、職員が退職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利	d	-	一般職の国家公務員の営利企業への再就職については、現行法で、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利企業へ就職することを禁止されている(人事院の承認を得た場合を除く)。この営利企業への就職制限は、職員が退職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利	-	要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」としていますが、2年間であることの根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役員者については年限を設けずに禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役員者が、現に「J」の役員者として天下っています。例えば「J」会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元造幣局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、癒着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわせないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対起こらないような保証制度が創設されない限り、役員者については年限を設けずに禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管	z02005	全省庁	行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会	14	A	行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多いため、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	人事院等の法令	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。				
	平成17年9月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	d	-	対応済み	-	省庁間での統一対応を願いたい。			対応済み	z02006	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各府省及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各府省の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程	要望事項の具体的内容は必ずしも明らかでないが、公務員に対する不祥事防止については、職員の服務を統制する各府省において、所屬職員に対する服務規律の遵守の徹底、懲戒処分等による厳正な対応、不祥事の原因分析と再発防止策の策定・実施、不祥事に係る情報の国民に対する説明等を行っている。人事院として、このことを前提として、各府省等の人事担当者に対する服務・懲戒制度に関する説明会の実施及び指導・助言、「懲戒処分」の公表の指針、及び「懲戒処分」の公表の指針、策定・通知、国家公務員に対する国民全	d	-	公務員の不祥事防止については、職員の服務を統制する各府省において、所屬職員に対する服務規律の遵守の徹底、懲戒処分等による厳正な対応、不祥事の原因分析と再発防止策の策定・実施、不祥事に係る情報の国民に対する説明等を行っている。人事院として、このことを前提として、各府省等の人事担当者に対する服務・懲戒制度に関する説明会の実施及び指導・助言、「懲戒処分」の公表の指針、及び「懲戒処分」の公表の指針、策定・通知、国家公務員に対する国民全	-					z02007	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題がなかったら対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	なし	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	
行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条、人事院規則8-12(職員採用試験合格者の意向確認手続)は、電子申請時に本人のみの入力により本人からの申請であることを確認してあり、	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条、人事院規則8-12(職員採用試験合格者の意向確認手続)は、電子申請時に本人のみの入力により本人からの申請であることを確認してあり、	b	d	電子収納システムの整備には多額の経費を要するため、費用対効果を勘案しながら導入の可能性について引き続き検討する。	-					z02008	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本の見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに経費を十分吟味の上、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやブラックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。		現在利用が進まないオンライン手続きに幅広(利用者呼び込みに、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	現状では特に目標値を定めていない。	b	-	現在、電子申告(申請)については、採用試験問題等の情報公開の申請、採用試験合格者の意向確認のための意向届の提出について行っているが、年間申請件数も少ないため、特に目標値を明確化する程の案件ではないと考えているが、今後、政府の取扱い方針等をみながら、モデル事業の導入の必要性等について検討して参りたい。	-					z02009	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に行って欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。				